

(別表)

排水水の自主管理目標値

農 薬 名	自主管理目標値 (mg/L)
(殺虫剤)	
ダイアジノン	0.005
チオジカルブ	0.08
トリクロルホン (DEP)	0.005
ペルメトリン	0.1
ベンスルタップ	0.09
(殺菌剤)	
イプロジオン	0.3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.006 (イミノクタジンとして)
シプロコナゾール	0.03
チウラム (チラム)	0.02
チオファネートメチル	0.3
トルクロホスメチル	0.2
バリダマイシン	1.2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	0.1
ベノミル	0.02
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0.08
シマジン (CAT)	0.003
トリクロピル	0.006
ナプロパミド	0.03
フラザスルフロン	0.03
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.0051 (MCPAとして)

注1：表に記載のない農薬であっても水質汚濁に係る農薬登録基準（以下「水濁基準値」という。）及び水域の生活環境動植物に係る農薬登録基準（以下「水産基準値」という。）が設定されているものについては、その値を自主管理目標値とする。

注2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を自主管理目標値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、環境省のホームページに掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

水濁基準値：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

水産基準値：<http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>